

藤沢市公営住宅管理システム更新事業者選定に関する
公募型プロポーザル審査要領

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者（以下「提案者」という。）を対象に行う。

- (1) 「藤沢市公営住宅管理システム更新事業者選定に関する公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める応募資格要件をすべて満たしていること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出していること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成していること。
- (4) プレゼンテーションの参加者であること。
- (5) 指定した予算の範囲内で提案を行っていること。

2. 評価方法

- (1) 評価方法は、藤沢市公営住宅管理システム更新事業者選考委員（以下「選考委員」という。）によるプレゼンテーション審査及び事務局による書類審査（見積金額の評価点、機能要件・帳票要件の評価点）で構成される総合計点により争うものとする。提出書類については次のとおりとする。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
（添付書類 会社案内のパンフレット等、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証の写し）
- ウ 提案書（様式第6号）
（添付書類 システム提案書）
- エ 見積書（様式第7号）
（添付書類 見積内訳書）
- オ 公営住宅管理システム機能要件一覧（様式第8号）
- カ 公営住宅管理システム帳票要件一覧（様式第9号）

- (2) 総合計得点に対する得点の内訳割合は、次のとおりとする。

- ア プレゼンテーション審査の評価点合計の割合 50%
- イ 機能要件及び帳票要件による評価点合計の割合 31%
- ウ 見積金額による評価点の割合 19%

【評価点内訳】

プレゼンテーション審査の評価点合計	(総合計 6000 点)
+機能要件及び帳票要件の評価点	(総合計 3720 点)
+見積金額評価点	(総合計 2280 点)
=総合計得点	(総合計 12000 点)

3. 評価手順

- (1) 事務局は、提案者が実施要領で求めるプロポーザル参加資格を有することの確認を行う。
- (2) 事務局は、見積金額が、導入にかかる予算の上限額（以下「予算額」という。）以内であるかを確認し、見積金額が予算額を超えている場合は失格とする。
- (3) 選考委員は、提案書の記載内容を確認する。
なお、提案書提出者が4者以上の場合、事務局による書類審査（見積金額の評価点、機能要件及び帳票要件の評価点）により、評価点上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとし、それ以外の提出者のプレゼンテーションの実施は認めない。
- (4) 提出書類に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行う。
- (5) 各選考委員は、プレゼンテーション実施後、提案項目に対しての評価を行う。提案書の評価点は、次の計算に基づき算出する。

【計算式】（選考委員審査）

$$\begin{aligned} & \text{各選考委員の評価点（持ち点数 1000 点）} \times 6 \text{ 名} \\ = & \text{選考委員の評価点合計} \end{aligned}$$

- (6) 事務局は、様式第7号により提出された見積金額（5年間のリース金額の合計）を「提案見積金額」とし、提案者の中で最も安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とする。
見積金額に係る評価点は、次の計算式に基づき算出する。
なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、有効桁数を小数点第2位までとし、小数点第3位を切り捨てる。

【計算式】（事務局審査）

$$\begin{aligned} & \text{提案者中最低見積金額} \div \text{提案見積金額} \times 2280 \text{ 点} \\ = & \text{見積金額による評価点} \end{aligned}$$

- (7) 事務局は、提出された「公営住宅管理システム機能要件一覧」(第8号様式)及び「公営住宅管理システム帳票一覧」(第9号様式)に記載された適合状況により評価を行う。適合条件に係る評価点は、次の計算式に基づき算出する。
- なお、機能要件及び帳票要件に必須機能への対応不可があった場合は、失格とする。

【計算式】(事務局審査)						
機能要件：必須機能 × 8点 + 任意機能 × 6点						
帳票要件：必須機能 × 5点 + 任意機能 × 4点						
＝システム機能要件及び帳票の適合状況による評価点						
		パッケージ標準機能	無償カスタマイズ対応	有償カスタマイズ対応	代替案による対応	対応不可
機能要件	必須機能	8点	6点	2点	4点	失格
	任意機能	6点	4点	1点	3点	0点
帳票要件	必須機能	5点	4点	1点	3点	失格
	任意機能	4点	3点	1点	2点	0点

- (8) 総合計得点を算出する。
- (9) 最高評価点となった提案者を優先交渉権者として選考する。
- (10) 最高評価点と同点の場合は、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とする。
- (11) 交渉により導入が見送られた場合は、次点者との交渉により導入システムを決定する。

4. プレゼンテーション審査の評価項目の設定

次のとおり、評価項目を設定する。

※詳細は、藤沢市公営住宅管理システム更新事業者選定に関する公募型プロポーザル評価基準のとおりとする。評価基準表の評価及び配点は非公開とす

る。

- (1) 基本事項
- (2) システム概要
- (3) システム機能
- (4) データ移行
- (5) サポート体制
- (6) ガバメントクラウド移行に対する考え方
- (7) 独自提案

5. プレゼンテーション審査の評価項目による評価点

評価項目に対する評価点は次のとおりとする。

- (1) 評価点については、A ランクから D ランクまでの4段階評価とし、評価の計算については、次の表のとおりとする。
なお、計算された評価点の端数が生じた場合は、有効桁数を小数点第2位までとし、小数点第3位を切り捨てる。

【計算式】

$$\text{各評価項目配点} \times \text{評価係数} = \text{評価点}$$

- (2) 評価係数については、次の表のとおりとする。

【評価係数】

A ランク・・・非常に優れている	= 1.0
B ランク・・・優れている	= 0.7
C ランク・・・やや劣っている	= 0.3
D ランク・・・劣っている	= 0.0
(無記載も含む)	

以 上